

公益財団法人全日本軟式野球連盟 職員給与規程

第1章 総則および給与

(総則)

第1条 この規程は、公益財団法人全日本軟式野球連盟（以下「連盟」という）に雇用される者（以下「職員」という）の、本連盟職員等の給与について定める。

(給与の種類)

第2条 職員の給与は月給制とし、次に掲げる区分により支給する。

- (1) 基本給は、本給とする。
- (2) 諸手当は、職務手当、業務手当、扶養手当、住宅手当、通勤手当とする。
- (3) その他の手当として、期末手当を支給する。

(給与締切期間)

第3条 賃金の締切期間は、当月1日より当月末日までとする。

(給与の支給日)

第4条 職員の給与の支給日は、毎月20日（その日が休日にあたる場合は、その前日においてその日に最も近い休日でない日）とする。

(本給)

第5条 職員の本給は月額とし、別表（本給）1級から7級に定める号俸とする。

(本給の決定)

第6条 職員の受ける号俸は、本人の経験、年齢、職務遂行能力およびその職務の複雑、困難及び責任の度を考慮して決定するものとする。

(初任給)

第7条 職員の初任給は次の号俸による。

- (1) 大学卒業者は、1級7号俸とする。
- (2) 短期大学卒業者は、1級5号俸とする。
- (3) 高校卒業者は、1級3号俸とする。

(給与の支払方法)

第7条 支給日においては、当月分の基本給及び諸手当を直接本人にその全額を支給する。ただし、次に掲げるものは給与から控除する。

- (1) 源泉所得税
- (2) 都道府県民税及び市町村民税
- (3) 本人負担分の健康保険料

- (4) 本人負担分の厚生年金保険の保険料
2. 前項の規程にかかわらず本人が希望する場合には、本人の指定する本人名義の預貯金口座へ振り込む方法により支給することができる。

(定期昇給及び特別昇給)

第8条 職員が現に受けている号俸を受けるに至ったときから、12カ月を下らない期間を良好な成績で勤務した場合1号俸上位の号俸に昇給させることができる。特別昇給として勤続10年在職者調整として1号俸を昇級する。なお、56歳以上58歳未満の職員にあつては18カ月とし、58歳以上の職員にあつては特別の場合を除き昇給しない。

(昇任昇格の場合の本給)

第9条 職員が昇任昇格した場合は、原則として該当する等級の対応号俸または直近上位の号俸の本給を支給する。

第2章 諸手当

(職務手当)

第10条 職員に職務手当として、職制と業績に応じて会長がこれを定め、支給する。

(業務手当)

第11条 職員に業務手当として、月額40,000円を支給する。

(扶養手当)

第12条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して、次に掲げる者で他に生計の途がなく、主としてその職員の扶養をうけている者をいう。

配偶者	15,000円	
子(第1子)	10,000円	
子(第2子以降第3子まで)	5,000円	
親(父・母それぞれ)	3,000円	同居を条件とする

(通勤手当)

第13条 職員に支給する通勤手当の月額額は、運賃、時間、距離等の事情に照らし、最も経済的かつ合理的と認められる通常の通勤経路および方法により算出し、次のとおり支給する。ただし、交通機関等が通勤定期乗車券を発行している場合は、当該交通機関の利用区間にかかる6カ月および3カ月の定期券の価格を6又は3で除した額を支給する。

運賃等相当額が51.000円以下	運賃等相当額を全額支給
運賃等相当額が51.000円以上	〈(運賃等相当額-51.000円) / 2+51.000円〉

(住宅手当)

第14条 住宅手当は、次により職員本人が世帯主として住民の登録がある場合に支給する。

借家系職員	家賃等の額が30.0000 円以下	(家賃等の額-15.000 円)
	家賃等の額が30.001 円～59.999 円	(家賃等の額-30.000 円) / 2+17.000 円
	家賃等の額が60.000 円以上	全て 35.000 円
持家等職員	自己所有する住宅に移住する世帯主の職員	一律 10.000 円

第3章 期末手当

(期末手当)

第15条 期末手当は、財政状況、社会情勢及び本人の勤務成績等を勘案し支給するものとするが、やむを得ない事由が生じたときは、支給率、支給時期等について会長がこれを定める。

(支給と額)

第16条 支給は、原則として年2回(6月・12月)とし、支給額等については前条等を考慮した支給月数とする。

第4章 退職金

(退職金)

第17条 退職金は職員の勤続年数に応じて、次のとおり支給する。

- (1) 勤続年数3年以上5年未満は、基本給×30分の2×勤続月数とする。
- (2) 勤続年数5年以上は、基本給×30分の3×勤続月数とする。
2. 前項の支給額に1円未満の端数があるときは、1円に切り上げるものとする。
3. 特に功績のあった職員に対しては、第1項の退職金のほかに特別功労金を支給することができる。功労金の額は会長が定める。
4. 職員が懲戒解雇されたときは退職金を支給しない。ただし、情状により一部支給することがある。

第5章 慶弔金見舞金

(慶賀金)

第18条 職員が結婚したとき及び職員の子供が生まれたときは、次の慶賀金を支給する。

- (1) 結婚したときは、30,000円とする。
- (2) 子供が生まれたときは、20,000円とする。

(慶弔見舞金)

第19条 職員には、次の区分により慶弔見舞金を支給する。ただし、支給事由を勘案して増減する場合がある。

- (1) 職員が死亡したときは、100,000円とする。
- (2) 職員の配偶者が死亡したときは、50,000円とする。
- (3) 職員の父母が死亡したときは、30,000円とする。
- (4) 職員が30日以上入院加療したときは、30,000円とする。

附則

1. この規程は平成25年1月7日から施行する。